

西宮市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、西宮市議会議員（以下「議員」という。）が西宮市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第2条 毎年6月末日において議員である者のうち、同日の属する会計年度（地方自治法第208条第1項に規定する会計年度をいう。以下同じ。）の前会計年度（議員であった期間に限る。以下「対象期間」という。）において西宮市に対し請負（対象期間において対価の支払を受けたものに限る。以下同じ。）をする者又はその支配人であったものは、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

- ア 請負の対象とする役務、物件等
- イ 契約締結日
- ウ 契約金額
- エ 対象期間において支払を受けた対価の合計額

(2) 前号エに掲げる合計額の総額

2 前項の規定による報告は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期が開始する議員にあっては、当該任期が開始する日から、同日から起算して30日を経過する日までの間）に行わなければならない。

3 議員は、第1項の規定による報告に係る事項を訂正する必要があるときは、議長に対し、当該訂正の内容を報告しなければならない。

(報告事項等の公表等)

第3条 議長は、前条第1項又は第3項の規定による報告があったときは、当該報告に係る事項を公表するとともに、同条第2項に規定する期限の翌日から起算して5年を経過する日までこれを保存しなければならない。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。